

(図表 1) 育児休暇・育児短縮勤務制度

区 分	育児休職	育児短縮勤務
期 間	実子または養子が生後 1 歳になるまで (事情により、更に 1 年まで延長可能)	妊娠 3 か月以上 (医師の証明書が必要) あるいは 実子または養子が小学校に入学するまでを限度とする
勤務時間	-	下記 4 タイプの 1 種を選択する。いずれも実働 5 時間 9:45 ~ 15:30 (休憩 45 分) 11:00 ~ 15:45 (休憩 45 分) 12:00 ~ 17:45 (休憩 45 分) 13:40 ~ 19:00 (休憩 20 分)
給 料	無給	基本給を時間給に換算し、実働時間分を支給する (役付手当、支給無し)
賞 与	無給 (支給対象期間中勤務した場合は支給)	支払った給料をもとに算出し支給
年次有給休暇	-	付与する
勤務年数の取扱	退職金には通算しない 年次有給休暇には通算する	退職金には 70% を通算する 年次有給休暇には通算する
社会保険	保険料は 1 年間国が負担、延長の場合は会社が負担	通常の保険負担
復職率	57% (原則として休職前職場に復帰)	-
制度利用実績	91 年 12 月導入後 : 利用者 24 人	91 年 12 月導入後 : 利用者 8 人

(出所) 株式会社さいか屋提供資料より作成